
人事労務

サポートサービスのご案内

中堅・中小企業をトータルサポート

今、企業を取り巻く経営環境はめまぐるしく、かつ、激しく変化しています。
不安定な経済環境の下、中堅・中小企業者の皆様は、非常に苦しい状況に置かれています。

この一方で、労働契約承継法、労働契約法、パート労働法改正、労働基準法改正と、
次々に労働者を保護する政策が打ち出されています。

中堅・中小企業経営者の皆様は、その都度、対応しなければなりません。

このような煩わしさから、私たち MIRAIO は皆様に解き放ちます。

まずは、私たち MIRAIO にご相談、お任せ下さい。

私たちは皆様の立場に立って、確実に貴社の企業経営をサポートいたします。



人事労務管理サービスをお望みの企業様へ全面的にサポートいたします。

人事労務管理は、企業にとって重要な業務であるにもかかわらず、その業務内容は、なかなか分かりにくい面倒なものです。当然、深い専門知識を必要とするため、高い専門能力をもった社員を雇用するとなると、大変な経費がかかってしまいます。また、一人の担当者に任せるにしても、その負担は非常に大きく他の業務にも支障が出ることもしばしばです。

私たち MIRAIO は、人事労務管理業務において煩雑な作業時間を大幅に短縮し、業務効率向上、社員力向上、モチベーション・アップ、経費削減、そして企業経営の更なる伸張をお約束いたします。

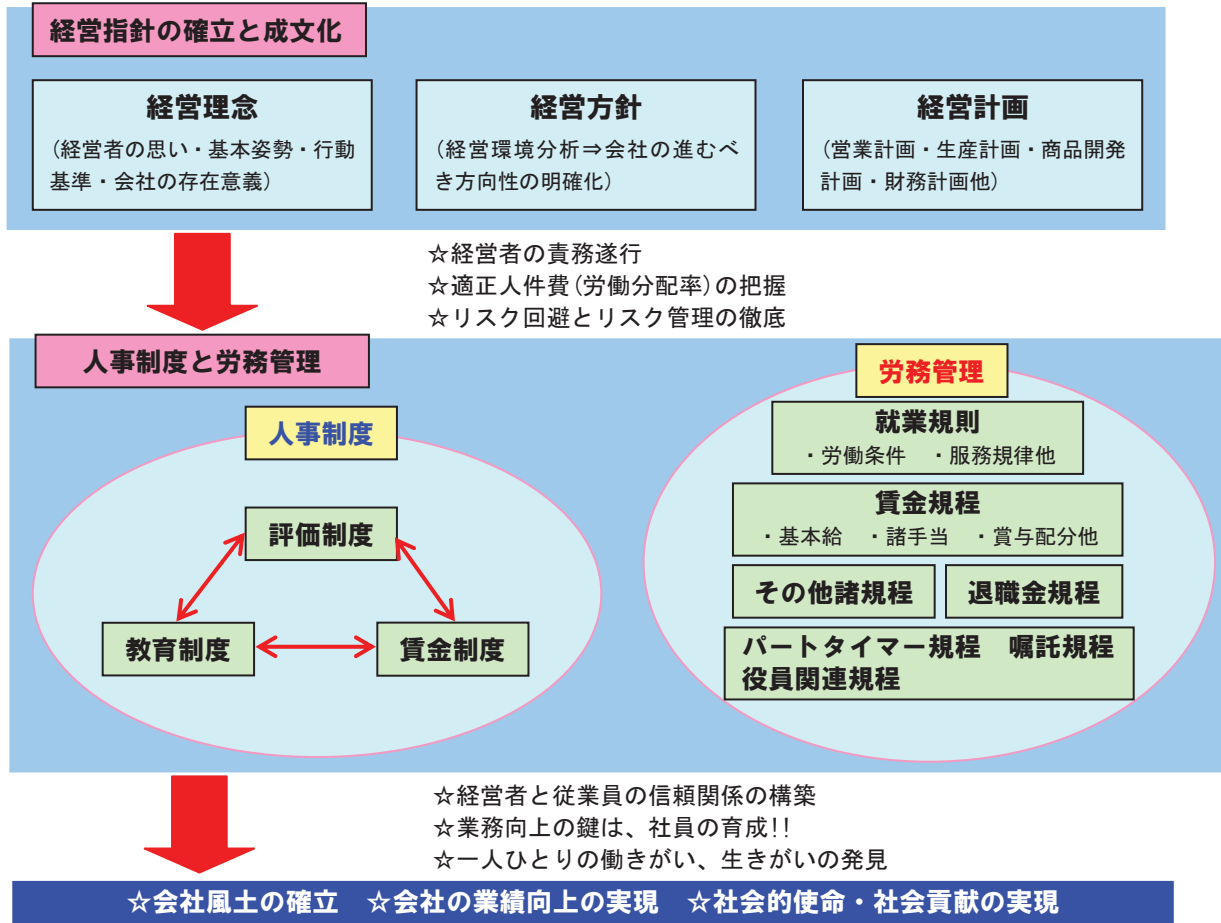
私たち MIRAIO は、皆様に安心して経営に専念していただきたい。

それが私たちの仕事です。



「人事制度と労務管理」

それは両輪の輪のように、お互いに作用し、相乗効果を生み出し、会社を活性化させます。



Your Success Is Our Pleasure

主な業務内容

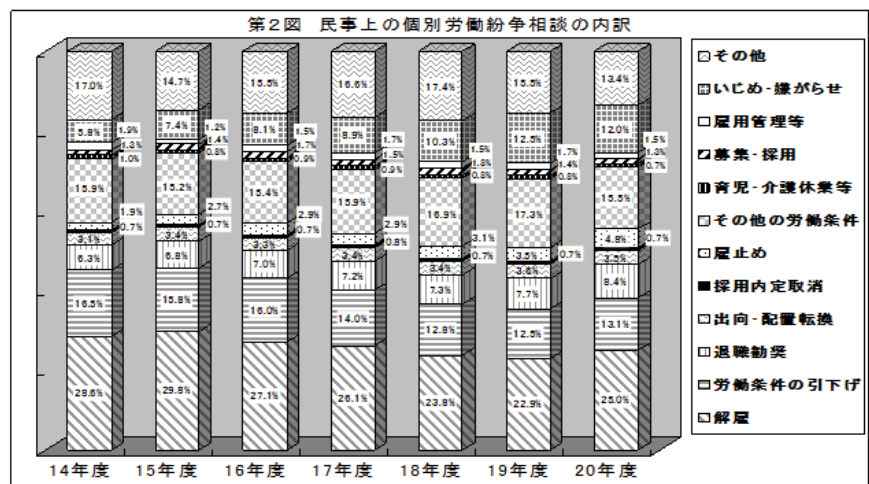
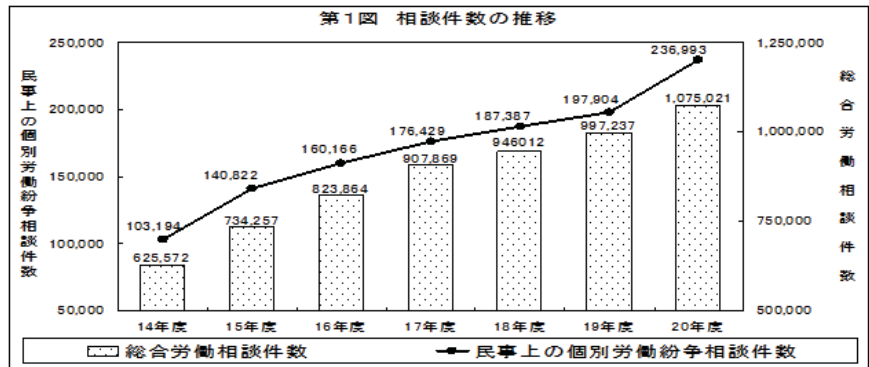
□人事労務相談

労使間トラブルは増え続けています。2008年度1年間に各都道府県の労働相談コーナーに持ち込まれた相談は107万5021件で、対前年比7.8%増となっています。このうち、解雇、労働条件の引き下げ等、いわゆる個別労働紛争に関するものが23万6993件に達し、確実に件数が増加しています。この傾向は、権利意識の高まりとともに今後も続くことは確実です。

しかし、このような紛争の原因をたどれば、事業主と従業員との労働諸法令に対する認識不足というように単純なことから始まっていることがほとんどなのです。つまり、紛争の根は、本当に簡単どころから取り去ることによって、予防することができるということなのです。

まず、私たちMIRAIOにご相談

下さい。貴社の抱える、あるいは隠れている問題点を的確に診断いたします。私たちMIRAIOは、専門家、社会保険労務士、弁護士がチームとなって対策をご支援いたします。



【厚生労働省「平成20年度個別労働紛争解決制度施行状況」より】

□就業規則・その他規程診断・作成・変更

就業規則は、常時10人以上の従業員を雇用している使用者は作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません。しかも違反には罰則(30万円以下の罰金)があります。

しかし、法律で決まっているから作るというのでは、就業規則の意義はなくなってしまいます。企業経営に活かすため、就業規則を作ることが必要です。私たちMIRAIOは、貴社の実態に合った使いやすい就業規則を作成します。

【就業規則作成のメリット】

- ◎労使の権利義務関係が明確になります。
- ◎統一的な労務管理が可能になり、不公平感をなくし、社員の余計な誤解を防ぐことができます。
- ◎働きやすい職場環境づくりが可能となります。
- ◎コンプライアンス(法令順守)が可能となります。
- ◎労使間のトラブルを未然に防ぐことができます。

◎万が一、労使紛争が生じた場合でも、会社を守る根拠資料となります。

《就業規則についてよくある悩み》 次のようなことでお悩みではありませんか？

- ◎会社の規則は社長の頭の中にあるだけで、書面になっていない。
- ◎社員に労働条件を聞かれても、その場その場で適当に答えてしまっている。
- ◎人を採用しても、きちんと労働契約書(雇入通知書を含む)を交付していない。
- ◎就業規則はあるけれど、10年以上前に作って一度も中身を見直したことがない。
- ◎就業規則はあるけれど、記載されていることの意味がよくわからない。
- ◎就業規則はあるけれど、ひな形をそっくりそのまま真似ているため、会社の実態とかけ離れている。

《賃金(残業手当)についてよくある悩み》 次のようなことでお悩みではありませんか？

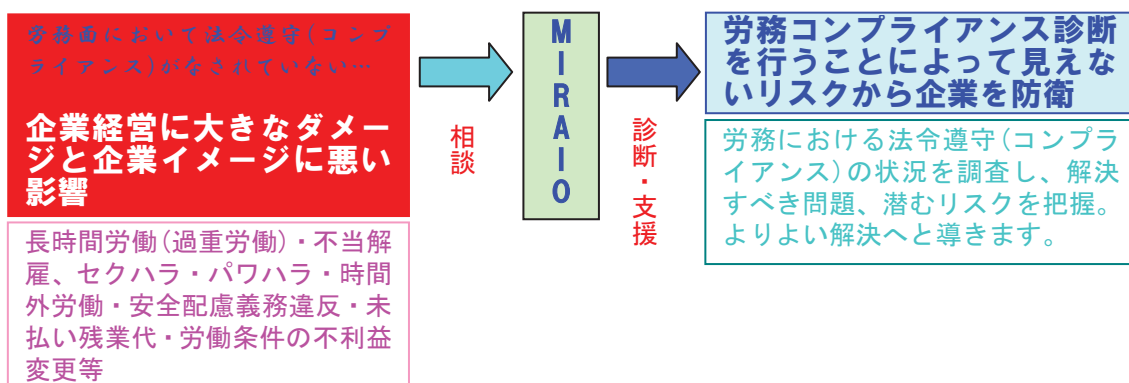
「サービス残業」、「名ばかり管理職」など、最近、企業の残業手当支払いの問題がクローズアップされています。しかし、問題はそれだけではありません。

- ◎残業手当の計算方法に自信がない。
- ◎残業手当を基本給に含めて支払っている。
- ◎「〇〇手当」、「××手当」など、残業とは直接関係のない名称で支払っている。
- ◎残業手当は定額で支払っているが、実際の残業時間に対応していない。
- ◎業務内容は変わっていないが、肩書きを課長に変えたので、残業手当の支給をやめた。
- ◎そもそも残業手当を一度も支払ったことがない。

労務コンプライアンス診断

今、労務トラブルが急激に増加しています。貴社の対策は万全ですか？

「労働者の権利意識向上と事業主の認識不足」、パートタイム社員、契約社員だけでなく、在宅勤務、請負など「雇用形態の多様化」などが、今の労務トラブルの急激な増加の背景にあると言われています。労務コンプライアンス診断とはこのような状況の中で企業における人事・労務管理を深く調査することにより、その実態を把握し課題・問題の改善点を見つけ出し、それを企業経営に反映させリスクより企業を守ることにあります。「ヒト」の問題が経営課題の最重要項目と考えられ、また、企業のコンプライアンスが叫ばれている今日、企業経営者としては、労働条件を取り巻く最新の環境の変化を「知らない状態のまま放置してきた」として、結果的に「違法状態に陥ってしまった」という状況を生んだことを肯定することはできません。そういった最悪の状態を回避するためにも、「労務コンプライアンス診断」の必要性はますます大きくなってきています。



《労務に関するよくある悩み》 次のようなことはありませんか？

- ◎以前は、問題とならなかった就業上のルールに対して社員が不満を持つようになってきた。
- ◎従業員に正社員以外にパート、アルバイト、契約社員などが混在し、お互いの待遇等に不満を持つようになってきた。
- ◎労働基準監督署から臨検がたびたび入り、是正を求められている。
- ◎退職した社員から、労務問題で訴えられている。
- ◎社員が就業中にケガや病気になることが多くなってきている。

□人事・賃金制度診断・設計・導入

シンプルで自社にフィットする人事制度がベストと私たち MIRAIO は考えています。

《給料についてよくある悩み》 次のようなことでお悩みではありませんか？

- ◎仕事の内容と給料の金額がマッチしているのかわからない。
- ◎昇給の額は前年の数字だけを見て、行き当たりばったりで決めている。
- ◎年齢が高い人や勤続の長い人は、ほぼ給料が高い。
- ◎残業のつかない課長よりも、係長の方が給与が高くなることが多い。
- ◎元々どんな目的だったのか、よくわからない手当がある。
- ◎特に理由もないのに、人によって金額がバラバラの手当がある。

中堅・中小企業に評価制度など不要と考えていませんか？ いいえ、違います。中堅・中小企業だからこそ理想的な人事制度ができると私たち MIRAIO は考えます。

《評価についてよくある悩み》 次のようなことでお悩みではありませんか？

- ◎従業員の評価は漠然とした印象で決めている。
- ◎難しい理屈はよくわからないから、年功を一番重視している。
- ◎自社における役職者とは、どんな人材なのか、うまく説明できない。
- ◎課長と平社員との差は説明できるが、課長と係長との差は説明できない。
- ◎課長なのに平社員がすべき仕事を担当している人がいる。
- ◎どのような仕事をどの程度できるようになったら、昇進させていいのかわからない。

□給与計算事務代行

私たち MIRAIO では、煩雑で、慎重さを要求される給与計算業務を* 日本総研オフィスエンジニアリングとのタイアップで、皆様の業務負担をサポートいたします。

次のようなことでお困りではありませんか？

◎社会保険料や税金の計算を間違えた！

給与計算は間違えると、翌月に調整することになりますが、この翌月調整は大変です。定額のもの、毎月変わるものそれぞれに対応しなければならず、手間がかかってしまいます。

◎給与の情報が漏れて、皆に知られている！

「〇〇さんの給与は●●万円」、「××さんが昇給した」、「社長は給料を●●●万円取っている」など。

なぜか給与の情報が会社の中に漏れている、などのようなことが多くないですか？ 給与計算業務では、賃金データだけでなく、家族や金融機関等の他の情報も扱います。問題はプライバシーの問題にもかかわってくるのです。

◎担当者が退職する。でも後任者が見つからない！

給与計算業務では、各会社独自のルールで行われることが多く、例え、後任者を雇用しても、これをマスターするのに時間がかかってしまいます。

□労働保険・社会保険事務代行

従業員の方の採用・入社から退職、出産、ケガまで頻繁で面倒な労働保険・社会保険事務手続を私たち **MIRAIO** にアウトソーシングしませんか？ 間接部門のスリム化から企業経営の安定をサポートします。

◎こんな時、手続が必要です。

- ・従業員を雇ったとき
- ・従業員が退職したとき
- ・従業員の被扶養家族が増えたり、減ったとき
- ・従業員の氏名が変更したとき
- ・昇給などにより給与に変更があったとき
- ・算定基礎届(毎年 7 月 10 日までに提出)
- ・労働保険料年度更新(毎月 7 月 10 日までに提出) ※2009 年から提出期限が 7 月 10 日変わりました。
- ・賞与を支払ったとき
- ・従業員もしくはその扶養者が出産したとき
- ・従業員が育児休暇を取るとき
- ・従業員が介護休暇をとるとき
- ・健康保険被保険者証や年金手帳を紛失したとき
- ・病気やケガにより休業し、給与の支払いがないとき

※信頼・実績のある大手サービス(日本総研オフィスエンジニアリング)との協業による給与計算事務代行と、弊所の労働保険・社会保険事務手続き代行まで一括でアウトソーシングすることにより、業務負担の大幅な軽減が実現します。

□助成金申請代行

「どんな助成金があり、どの助成金が当社に該当するのか?」、「助成金をもらいたいが、内容・手続が複雑で難しい…」などのお悩みをお持ちの企業の方。ぜひ、私たち **MIRAIO** にご相談下さい。貴社が受給可能な助成金を診断し、ズバリお答えし、該当する助成金申請を貴社に代わって行います。

《主な助成金》

- 若年者雇用促進特別奨励金
- 若年者等トライアル雇用奨励金（試行雇用奨励金）
- 中高年トライアル雇用奨励金（試行雇用奨励金）
- 特定求職者雇用開発助成金（障害者雇用にかかる中小企業拡充）
- 高年齢者雇用開発特別奨励金
- 派遣労働者雇用安定化特別奨励金
- 人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）
- 介護未経験者確保等助成金

- 介護労働者設備等整備モデル奨励金
- 雇用支援制度導入奨励金
- 若年者雇用促進特別奨励金(平成22年3月31日まで)
- 中小企業雇用安定化奨励金
- 中小企業緊急雇用安定助成金
- 雇用調整助成金
- 労働移動支援助成金
- 再就職支援給付金
- 高年齢者雇用開発特別奨励金
- 特定求職者雇用開発助成金
- 自立就業支援助成金(受給資格者創業支援助成金)
- キャリア形成促進助成金
- 職場適応訓練費
- 育児・介護雇用安定等助成金



□行政指導対応

突然、労働基準監督署から臨検を受けた。又は監査通告を受けた。このような時、貴社には信頼できる専門家がありますか？ 私たち MIRAIO は、関係行政官庁からの監査対応指導から立会いまで確実にサポートします。

□社内研修の企画・立案・実施

「人」は経営の要です。激変する経営環境の変化に対応していくには、やはり、人材の育成を日ごろから行う必要があります。私たち MIRAIO では、貴社の人材育成ニーズを的確に捉えて最適な研修をご提案します。

□外国人雇用・国際人事労務

今後、ますますグローバル化の波が押し寄せることは確実です。わが国の労働市場においても、外国人労働者の必要性も高まっています。私たち MIRAIO は、貴社の外国人労働者の採用から退職までトータルにサポートいたします。

□その他

激変する現在の経済環境に対応するには、企業どうしが合併することも有効な一つ的手段です。私たち MIRAIO は M&A だけでなく、事業承継、分社化など、企業の進展の形態に合わせて、社会保険労務士、弁護士などをはじめその他土業専門家が総合的にサポートいたします。

法律事務所 MIRAIO

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-15-1
セントラルパークタワー・ラ・トゥール新宿
(代表)TEL:03-6834-0001 FAX:03-6834-0045

URL : <http://www.miraio.com>

担当者 : _____